

役員選考規程

- 第 1 条 高知県小中学校PTA連合会会則第 1 2 条第 2 項により本会役員の選考は、この規程によって行う。
- 第 2 条 役員候補者の選考に関する一切の事務を処理するため役員選考委員会（以下「選考委員会」という）を置く。
2. 選考委員会の数は 7 名とし、地区PTA連合会よりそれぞれ 1 名を推薦する。ただし、選考委員は本会の会員とする。
 3. 選考委員会は、委員長・副委員長各 1 名を互選する。
- 第 3 条 役員を推薦しようとする地区PTA連合会および高知県小中学校校長会は、総会開会迄に候補者を選考委員会に届けでるものとする。
- 第 4 条 選考委員会は役職別に候補者を選考する。
2. 会長候補は、児童、生徒の保護者（以下「普通会员」という）であって単位PTAの会員とする。
 3. 副会長候補者は普通会员であって地区PTA連合会の会長又は役員とする。
 4. 理事候補者は、普通会员であって、地区PTA連合会又は単位PTAの役員並びに教師代表 1 名とする。
 5. 監事候補者は、普通会员である単位PTAの会長 2 名並びに教師代表 1 名とする。
- 第 5 条 選考委員会において選考された役員候補者は、総会の議決により選任される。

(付則) この規程は昭和 5 4 年 6 月 2 1 日より施行する。

平成元年 6 月 1 6 日一部改正

1 9 9 9 年 6 月 1 1 日一部改正

2 0 1 4 年 6 月 7 日一部改正